

首里東高等学校
保護者の皆様へ

沖縄県立首里東高等学校
校長 上間 均

新型コロナウイルス（感染症法上の位置づけ）「5類」移行後の 主な変更点や感染対策について

新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで感染症法上の5類感染症に移行しました。これを踏まえ、本校でも以下のとおりの対応となりますので、ご確認をお願いします。

1. 感染が確認された生徒の出席停止の期間は

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。「発症した後5日」や「症状が軽快した後1日」は、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算（カウント）します。
- ・発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。
- ・登校を再開する際は、陰性証明や医師の診断書等の提出は必要ありません。本校所定の様式「**新型コロナウイルス罹患報告**」を提出してください。（本校ホームページ <http://www.shurihigashi-h.open.ed.jp/>にてダウンロードできます）

2. 濃厚接触者について

- ・同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒でも、本人の症状がなければ登校可能です。（生徒本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはなりません。）ただし、感染者との最終接触から7日目までは手洗い、換気、マスク着用などの感染対策をしてください。

3. 体調不良時について

- ・発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状があるときは、登校を控え、自宅で休養させてください。その際は、「**病欠**」となります。（その後、感染が確認された場合はさかのぼって出席停止となります）

4. 感染が不安で休ませたい場合

- ・感染不安での欠席は、出席停止ではなく原則「**届出欠席**」となります。やむを得ない理由がある場合はご相談ください。

5. マスクの取り扱い

- ・学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、咳やくしゃみが出る場合は、咳エチケットを行ってください。